

別記1 野菜需給均衡総合推進対策事業

第1 緊急需給調整事業（生産出荷団体緊急需給調整）

1 緊急需給調整の実施等

(1) 交付等要綱別記1の野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領（以下「需給均衡要領」という。）第2の1（1）の生産出荷団体緊急需給調整事業は、機構が提供する需給及び価格の予測情報等や卸売業者からの需要情報等を踏まえ、別表第1に掲げる各ブロックの指標市場における卸売価格が次の場合に該当するときは、実施することができるものとする。ただし、卸売価格の形成に影響力を有する出荷団体等は、事業の実施に努めるものとする。

ア 低落時の産地調整（出荷の後送り等によって、その旬の出荷量を減少させることをいう。以下同じ。）、加工用販売（対象となるほ場及び作物を特定せず、加工用途に仕向けることをいう。以下同じ。）及び市場隔離（有効利用用途（フードバンク等へ無償提供することをいう。）又はその他市場隔離（貯蔵庫を利用した一時保管等により、出荷時期や出荷先を変えることをいう。）をいう。以下同じ。）にあつては、別表第2に掲げる価格を下回る、又は下回るおそれがある場合

イ 高騰時の産地調整（出荷の前倒し等によって、その旬の出荷量を増加させることをいう。以下同じ。）にあつては、別表第3に掲げる価格を上回る、又は上回るおそれがある場合

(2) 需給均衡要領第2の1（1）アの農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が必要と認める一定規模以上の出荷団体等は、対象出荷期間中の対象品目の出荷量が1,000t以上（レタスは500t以上）の出荷団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合又は農業組合連合会が主たる構成員となっている団体、対象品目の生産者が直接又は間接の構成員となっている団体）又は生産者であつて、機構において登録を受けた出荷団体等（以下「特定出荷団体等」という。）とする。

(3) 機構の登録を受けた全国生産出荷団体（野菜の生産者が構成員となっている農業協同組合連合会その他の団体であつて、全国の区域をその地区とするものをいう。以下同じ。）又は系統外生産出荷団体等（全国生産出荷団体に属していない出荷団体又は生産者をいう。以下同じ。）並びに交付等要綱別記第4の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領第3の3（3）に規定する共同出荷組織又は同実施要領第3の3（4）に規定する相当規模生産者（同実施要領第3の2（2）イに規定する地区の共同出荷組織又は相当規模生産者に限る。以下「共同出荷組織等」という。）及び特定出荷団体等は、生産出荷団体緊急需給調整事業を実施する場合、緊急需給調整に関する実施計画（以下「緊急需給調整実施計画」という。）を対象野菜、実施者、実施期間、対象産地、実施方法（買取りの有無を含む。）、数量、当初出荷予定先、その他必要な事項等について作成するものとする。

なお、全国生産出荷団体が緊急需給調整実施計画を作成するに当たっては、県生産出荷団体又は産地農協（野菜需給調整関係事務処理要領（平成14年9月2日付け14生産第2795号農林水産省生産局長通知）第1の2(1)の規定により指定野菜の供給計画を作成した農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）と協議するものとする。

(4) 緊急需給調整実施計画の作成に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 実施者、対象産地、調整数量等が、当該ブロックへの出荷数量等の産地の実態からみて公平さを欠いていないこと。

- イ 有効利用用途の実施及び数量の拡大に努めること。
- ウ 産地調整にあつては、実施時期、調整数量等が重要野菜及び調整野菜（以下「重要野菜等」という。）の需給、価格の見通し等からみて適当であること。
- エ 産地調整にあつては、1旬を単位とし、連続する旬について実施する場合は、2旬を限度とすること。
- オ 加工用販売にあつては、販売数量、販売時期、加工原料の流通経路等からみて当該ブロックにおける重要野菜等の価格形成に悪影響を与えないこと。
- カ 市場隔離にあつては、実施時期、出荷停止数量等が重要野菜等の需給、価格の見通し等からみて適当であること。
- キ 市場隔離（貯蔵庫を利用した一時保管）にあつては、1旬を単位とし、連続する旬について実施する場合は、9旬を限度とすること。
- (5) 全国生産出荷団体及び系統外生産出荷団体等（以下「全国生産出荷団体等」という。）、共同出荷組織等並びに特定出荷団体等は、緊急需給調整実施計画を作成したときは、その内容について農林水産省農産局（以下「農産局」という。）及び機構と必要な調整を行った上で、機構に届け出るものとする。
- また、全国生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、供給計画及び直近5年間の出荷実績を基に、事業を実施する対象地域ごと等に旬別の出荷見込数量（異常な気象条件による例年にない収穫の増減又は出荷時期のズレが生じた場合にあつては、事業を実施する旬の直前までの出荷実績等）を踏まえて旬別の出荷見込数量を別記様式第1号において作成し、緊急需給調整実施計画を届け出る際に併せて、機構に届け出るものとする。機構は、当該実施計画等を受理した後、関係する都道府県知事に通知するものとする。
- (6) 緊急需給調整実施計画に従い、当初出荷予定先が属するブロックの指標市場における重要野菜等の卸売価格が、別表第2の重要野菜等区分の欄に掲げる野菜ごとに、同表の当該指標価格の欄に掲げる価格を下回る、若しくは下回るおそれがある場合、別表第3の重要野菜等区分の欄に掲げる野菜ごとに、同表の当該指標市場の欄に掲げる価格を上回る、若しくは上回るおそれがある場合又は重要野菜等の卸売価格がこれらの要件を満たすこととなることが確実であると見込まれる場合は、全国生産出荷団体は、実施者たる県生産出荷団体又は産地農協に対して緊急需給調整の具体的実施内容を通知し、緊急需給調整を実施させることができ、系統外生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整を実施できるものとする。この場合において、全国生産出荷団体が緊急需給調整を実施させるときは、(5)の通知と併せて、機構に届け出るものとする。
- (7) 緊急需給調整の実施者は、実施手法ごとに適正に緊急需給調整を実施するものとし、緊急需給調整を適正に実施したことが明確に確認できる書類及び写真等を保管するものとする。
- (8) 緊急需給調整実施計画を機構に提出後、産地調整（出荷抑制）及び市場隔離（その他市場隔離）について出荷予定先のブロックの指標市場における重要野菜等の卸売価格が、別表第2の重要野菜等区分の欄に掲げる野菜ごとに、同表の当該指標市場の欄に掲げる価格を下回る、又は下回るおそれがある場合には、原則として、施行令第1条に規定する当該重要野菜等ごとの主な出荷時期の範囲内で、全国生産出荷団体は、産地調整（出荷抑制）及び市場隔離（その他市場隔離）の実施者に対し引き続き緊急需給調整実施計画の延長を通知し、緊急需給調整の実施を延長させることができ、系統外生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整の実施を延長できるものとする。ただし、全国生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等が、重要野菜等の価格動向、今後の出荷見込み等からみて特に実施の必要があると判断したときは、

その内容について農産局及び機構と必要な調整を行い、機構に緊急需給調整実施計画書等を提出した上で、主な出荷時期を超えて実施することができるものとする。この場合において、当該実施数量は主な出荷時期内に実施したものとみなす。全国生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整の実施の延長をしたときは、遅滞なく機構に届け出るものとする。

- (9) 当初出荷予定先のブロックの指標市場における重要野菜等の卸売価格が、緊急需給調整により、又は降雨等による品質の低下若しくは端境期（野菜が季節の関係で市場に出回りにくくなる時期をいう。）の発生による出荷量の減少等により、別表第4の重要野菜等区分の欄に掲げる野菜ごとに、同表の当該指標市場の欄に掲げる価格に回復し、かつ、当面このような状況が続くと見込まれる場合には、全国生産出荷団体は、緊急需給調整の実施者に対し緊急需給調整の中止を通知し、緊急需給調整を中止させ、系統外生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整を中止するものとする。
- (10) 農産局長は、重要野菜等の作柄の動向等からみて特に必要があると認めるときは、全国生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等に対し、緊急需給調整の実施を検討する会議の開催を要請し、緊急需給調整実施計画を作成するよう求めることができるものとする。その際、農産局長は、必要に応じて、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）及び都道府県に対して、参加を要請するものとする。
- (11) 全国生産出荷団体、県生産出荷団体、産地農協、系統外生産出荷団体等並びに共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整実施計画の作成及びその実施に当たっては、関係行政機関と密接な連絡をとるものとする。

2 緊急需給調整の実施状況の確認等

全国生産出荷団体、県生産出荷団体、産地農協、系統外生産出荷団体等並びに共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、緊急需給調整の実施状況の確認を次により行うとともに、その結果を取りまとめの上、産地農協は県生産出荷団体に、県生産出荷団体は全国生産出荷団体に、全国生産出荷団体は機構に、系統外生産出荷団体等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等は、機構にそれぞれ届け出るものとし、機構は、当該団体等の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

なお、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、管轄区域において緊急需給調整が実施された場合には、必要に応じて、その実施状況に係る現地確認を行うものとする。

- (1) 産地調整に係る重要野菜等の数量の確認は、対象市場の卸売業者の発行する仕切書等に基づいて、県生産出荷団体、産地農協、系統外生産出荷団体等並びに共同出荷組織等及び特定出荷団体等ごとの出荷実績数量を旬別に算定して行うものとする。
- (2) 加工用販売又は市場隔離（その他市場隔離）への仕向けに係る重要野菜等の数量、販売価格及び販売に要した諸経費の確認は、仕向先業者等の発行する仕切書、取引事例の調査等により行うものとする。
- (3) (1)及び(2)における重要野菜等の数量の確認において、全国生産出荷団体、県生産出荷団体、産地農協、系統外生産出荷団体等並びに共同出荷組織等及び特定出荷団体等が委託関係にある生産者から買取りにより実施した場合（買取りにより実施した重要野菜等を緊急需給調整の実施後に対象市場に出荷した場合には、指定野菜価格安定事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象外となる。）、伝票等の数量により確認を行うものとする。
- (4) (1)及び(2)における重要野菜等の確認数量は、機構が定める規格に適合するものの数量とする。

3 緊急需給調整費用交付金の単価等

- (1) 需給均衡要領第5の1の緊急需給調整に係る緊急需給調整費用交付金（以下「交付金」という。）の単価は、次の額により定める。
 - ア 産地調整（出荷抑制）、加工用販売及び市場隔離（有効利用用途、その他市場隔離）に係る交付金の単価は、別表第5に掲げる額とする。
 - イ 産地調整（出荷促進）に係る交付金の単価は、別表第6に掲げる額とする。
- (2) 機構は、緊急需給調整の実施者が交付金の申請の基礎となる書類の内容について事実と異なる内容を記載する等、虚偽の申請をしていたことが判明した場合には、交付済みの交付金の全部若しくは一部の返還を命ずる、又は交付申請中の交付金を交付しないものとする。特に悪質と認められる場合には、これに加え、翌年度以降の交付金を交付しない措置を講じるものとする。

第2 事業実施計画の作成

- 1 需給均衡要領第3の1の「事業の実施計画」は、別記様式第2号により作成する。
- 2 需給均衡要領第3の2の「重要な変更」は、事業の中止又は廃止とするほか、事業の種類ごとに交付等要綱別表の重要な変更の欄に掲げる変更とする。

別表第1

名 称	対 象 区 域
北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
関東ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県
北陸ブロック	新潟県、富山県、石川県及び福井県
東海ブロック	岐阜県、愛知県及び三重県
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（下関市、徳山市、防府市及び宇部市を除く。）
四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
九州ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び山口県（下関市、徳山市、防府市及び宇部市に限る。）
沖縄ブロック	沖縄県

別表第2（低落時の産地調整、加工用販売及び市場隔離）

(単位:円/kg)

ブロック 指標市場	北海道 ブロック	東北 ブロック	関東 ブロック	東 北 ブロック	陸 奥 ブロック	東 海 ブロック	近 畿 ブロック	中 国 ブロック	四 国 ブロック	九 州 ブロック	沖 縄 県 中央卸売 市場
	札幌中央卸売市場	仙台中央卸売市場	東京中央卸売市場大田場	金沢中央卸売市場	名古屋中央卸売市場北部場	大阪中央卸売市場本場	広島中央卸売市場	高松中央卸売市場	福岡中央卸売市場	青果場	
重要野菜等区分											
春キャベツ	4月1日から 5月15日まで	85	77	71	80	73	71	69	66	55	67
	5月16日から 6月30日まで	73	60	59	68	66	65	62	58	52	71
夏秋キャベツ	7月1日から 11月15日まで	52	56	64	66	67	68	70	73	73	95
冬キャベツ	11月1日から 12月31日まで	55	58	60	63	61	59	63	61	53	75
	1月1日から 3月31日まで	73	77	74	76	70	69	68	66	56	68
秋冬だいこん	10月1日から 12月31日まで	50	50	57	59	62	61	60	67	50	68
	1月1日から 3月31日まで	73	70	64	72	66	59	55	58	44	60
たまねぎ	4月1日から 4月30日まで (即売もの)	84									
	5月1日から 6月30日まで (即売もの)	72									
	7月1日から 10月31日まで	86									
	8月1日から 12月31日まで (即売もの)	67									
	1月1日から 4月30日まで (即売もの)	71									
	11月1日から 12月31日まで (貯蔵もの)	114									
	1月1日から 3月31日まで (貯蔵もの)	126									
秋冬はくさい	10月1日から 10月31日まで	43	51	49	49	51	58	58	64	56	83
	11月1日から 12月31日まで	45	40	37	45	49	46	46	45	38	55
	1月1日から 3月31日まで	60	58	51	58	59	54	52	50	41	56
春だいこん	3月16日から 6月30日まで	74	68	69	76	68	63	59	64	54	70
夏だいこん	7月1日から 9月30日まで	55	55	76	81	79	72	74	79	75	102
春夏にんじん	3月16日から 5月31日まで	93	106	118	106	111	106	102	101	94	89
	6月1日から 7月31日まで	97	89	106	96	103	97	97	102	94	114
秋にんじん	8月1日から 10月31日まで	69	80	98	90	95	98	107	103	110	122
冬にんじん	11月1日から 12月31日まで	72	74	91	83	88		92	93	83	109
	11月1日から 12月31日まで (金時)						188				
	11月1日から 12月31日まで (金時を除く)						88				
	1月1日から 3月31日まで	94	90	94	90	90		93	95	77	97
	1月1日から 3月31日まで (金時)						141				
	1月1日から 3月31日まで (金時を除く)						91				

(単位:円/kg)

ブロック 指標市場	重要野菜等区分	北海道	東北	関東	東海	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国
		札幌中央卸売市場	仙台中央卸売市場	東京中央卸売市場大田場	金沢中央卸売市場	名古屋中央卸売市場北部場	大阪中央卸売市場本場	広島中央卸売市場	高松中央卸売市場	福岡中央卸売市場	岡山中央卸売市場	青果市場	沖縄中央卸売市場
春はくさい	3月16日から 6月30日まで	71	61	54	64	63	59	58	65	47	70		
	7月1日から 8月10日まで	53	63	52	58	53	52	58	59	54	79		
夏はくさい	8月11日から 10月15日まで	60	85	72	80	74	71	82	86	74	118		
	4月1日から 5月31日まで				130				123				
春レタス	4月1日から 5月31日まで (結球)	148	129	117		129	124	116		88	83		
	4月1日から 5月31日まで (非結球)	199	193	199		204	193	173		161	180		
夏秋レタス	6月1日から 7月31日まで				93				101				
	6月1日から 7月31日まで (結球)	96	90	92		94	94	101		100	128		
	6月1日から 7月31日まで (非結球)	102	164	182		172	172	187		195	264		
	8月1日から 10月31日まで				131				148				
	8月1日から 10月31日まで (結球)	123	127	119		122	120	133		130	172		
	8月1日から 10月31日まで (非結球)	166	249	235		232	238	237		265	341		
冬レタス	10月16日から 10月31日まで				131				148				
	10月16日から 10月31日まで (結球)	123	127	119		122	120	133		130	172		
	10月16日から 10月31日まで (非結球)	166	249	235		232	238	237		265	341		
	11月1日から 11月30日まで				146				139				
	11月1日から 11月30日まで (結球)	176	131	126		136	130	113		85	97		
	11月1日から 11月30日まで (非結球)	213	210	219		230	213	199		194	264		
	12月1日から 12月31日まで				196				166				
	12月1日から 12月31日まで (結球)	217	184	174		174	168	139		101	89		
	12月1日から 12月31日まで (非結球)	271	248	241		236	213	227		212	227		
	1月1日から 2月28日又は 2月29日まで				204				186				
	1月1日から 2月28日又は 2月29日まで(結球)	231	205	185		193	180	155		106	95		
	1月1日から 2月28日又は 2月29日まで(非結球)	321	303	274		269	251	241		221	258		
	3月1日から 3月31日まで				150				140				
	3月1日から 3月31日まで(結球)	188	146	140		148	138	123		83	71		
3月1日から 3月31日まで(非結球)	239	223	207		213	190	181		173	200			

(単位:円/kg)

重要野菜等区分	ブロック 指標市場	北海道	東北	北陸	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	縄
		札幌中央卸売市場	仙台中央卸売市場	東京卸売市場	金沢中央卸売市場	名古屋中央卸売市場	大阪中央卸売市場	広島中央卸売市場	高松中央卸売市場	福岡中央卸売市場	沖縄中央卸売市場	縄
春はくさい	3月16日から 6月30日まで	133	115	101	120	119	111	109	121	89	131	
	7月1日から 8月10日まで	99	118	98	109	100	98	109	111	101	148	
夏はくさい	8月11日から 10月15日まで	112	159	136	150	138	133	153	162	139	221	
	4月1日から 5月31日まで				244				231			
春レタス	4月1日から 5月31日まで (結球)	277	242	220		241	233	218		166	155	
	4月1日から 5月31日まで (非結球)	373	363	374		383	362	324		301	337	
夏秋レタス	6月1日から 7月31日まで				174				190			
	6月1日から 7月31日まで (結球)	180	168	173		176	177	189		187	240	
	6月1日から 7月31日まで (非結球)	191	307	341		323	323	352		365	495	
	8月1日から 10月31日まで				246				278			
	8月1日から 10月31日まで (結球)	231	237	223		228	224	250		244	323	
	8月1日から 10月31日まで (非結球)	311	467	441		434	446	444		498	640	
冬レタス	10月16日から 10月31日まで				246				278			
	10月16日から 10月31日まで (結球)	231	237	223		228	224	250		244	323	
	10月16日から 10月31日まで (非結球)	311	467	441		434	446	444		498	640	
	11月1日から 11月30日まで				274				260			
	11月1日から 11月30日まで (結球)	330	246	237		254	244	211		159	182	
	11月1日から 11月30日まで (非結球)	399	393	411		431	399	374		364	495	
	12月1日から 12月31日まで				368				311			
	12月1日から 12月31日まで (結球)	408	345	326		326	316	260		190	167	
	12月1日から 12月31日まで (非結球)	509	465	452		443	400	426		398	425	
	1月1日から 2月28日又は 2月29日まで				382				348			
	1月1日から 2月28日又は 2月29日まで (結球)	434	384	347		363	338	290		198	179	
	1月1日から 2月28日又は 2月29日まで (非結球)	602	568	514		504	471	452		415	485	
	3月1日から 3月31日まで				281				262			
	3月1日から 3月31日まで (結球)	353	274	262		277	259	230		156	133	
3月1日から 3月31日まで (非結球)	448	418	388		399	357	340		324	376		

(単位:円/kg)

重要野菜等区分	ブロック 指標市場	北	海	道	東	北	関	東	北	陸	東	海	近	畿	中	国	四	国	九	州	沖	縄	全国 平均	
		ブ	ロ	ッ	ク	ロ	ッ	ク	ロ	ッ	ク	ロ	ッ	ク	ロ	ッ	ク	ロ	ッ	ク	ロ	ッ		ク
		札	幌	市	仙	台	東	京	都	北	津	大	中	阪	市	高	松	福	岡	市	沖	縄	県	
		中	卸	売	中	卸	中	卸	売	中	卸	卸	卸	卸	卸	中	卸	中	卸	卸	卸	卸	卸	
春はくさい	3月16日から 6月30日まで			89		77		67		80		79		74		73		81		59		87	70	
夏はくさい	7月1日から 8月10日まで			66		79		65		73		67		65		73		74		67		99	67	
	8月11日から 10月15日まで			75		106		90		100		92		89		102		108		92		147	91	
春レタス	4月1日から 5月31日まで									163								154					147	
	4月1日から 5月31日まで (結球)			185		161		147				161		155		145				110		104		240
	4月1日から 5月31日まで (非結球)			249		242		249				255		241		216				201		225		
夏秋レタス	6月1日から 7月31日まで									116								126					119	
	6月1日から 7月31日まで (結球)			120		112		115				117		118		126				125		160		227
	6月1日から 7月31日まで (非結球)			127		205		227				215		215		234				244		330	155	
	8月1日から 10月31日まで									164								186						301
	8月1日から 10月31日まで (結球)			154		158		149				152		150		166				163		215	301	
	8月1日から 10月31日まで (非結球)			207		312		294				289		298		296				332		427		301
冬レタス	10月16日から 10月31日まで									164								186					156	
	10月16日から 10月31日まで (結球)			154		158		149				152		150		166				163		215		302
	10月16日から 10月31日まで (非結球)			207		312		294				289		298		296				332		427	156	
	11月1日から 11月30日まで									183								173						270
	11月1日から 11月30日まで (結球)			220		164		158				170		162		141				106		121	290	
	11月1日から 11月30日まで (非結球)			266		262		274				287		266		249				243		330		202
	12月1日から 12月31日まで									245								207					290	
	12月1日から 12月31日まで (結球)			272		230		217				217		210		174				126		111		217
	12月1日から 12月31日まで (非結球)			339		310		301				295		267		284				265		283	328	
	1月1日から 2月28日又は 2月29日まで									255								232						166
	1月1日から 2月28日又は 2月29日まで (結球)			289		256		231				242		225		193				132		119	166	
	1月1日から 2月28日又は 2月29日まで (非結球)			401		379		343				336		314		301				276		323		250
	3月1日から 3月31日まで									187								174					88	
	3月1日から 3月31日まで (結球)			235		183		174				185		173		153				104		88		250
3月1日から 3月31日まで (非結球)			298		279		259				266		238		227				216		250	250		

別表第5 (産地調整(出荷抑制)、加工用販売及び市場隔離(有効利用用途、その他市場隔離)に係る交付金単価)

(単位:円/kg)

重要野菜等区分		交付金単価
春キャベツ	4月1日から5月15日まで	62
	5月16日から6月30日まで	54
夏秋キャベツ	7月1日から11月15日まで	58
冬キャベツ	11月1日から12月31日まで	52
	1月1日から3月31日まで	62
秋冬だいこん	10月1日から12月31日まで	50
	1月1日から3月31日まで	54
たまねぎ	4月1日から4月30日まで(即売もの)	73
	5月1日から6月30日まで(即売もの)	63
	7月1日から10月31日まで	75
	8月1日から12月31日まで(即売もの)	58
	1月1日から4月30日まで(即売もの)	62
	11月1日から12月31日まで(貯蔵もの)	100
	1月1日から3月31日まで(貯蔵もの)	111
秋冬はくさい	10月1日から10月31日まで	46
	11月1日から12月31日まで	36
	1月1日から3月31日まで	44
春だいこん	3月16日から6月30日まで	58
夏だいこん	7月1日から9月30日まで	63
春夏にんじん	3月16日から5月31日まで	95
	6月1日から7月31日まで	88
秋にんじん	8月1日から10月31日まで	82
冬にんじん	11月1日から12月31日まで	76
	11月1日から12月31日まで(金時)	165
	1月1日から3月31日まで	80
	1月1日から3月31日まで(金時)	123
春はくさい	3月16日から6月30日まで	49
夏はくさい	7月1日から8月10日まで	47
	8月11日から10月15日まで	64
春レタス	4月1日から5月31日まで(結球)	103
	4月1日から5月31日まで(非結球)	168
夏秋レタス	6月1日から7月31日まで(結球)	83
	6月1日から7月31日まで(非結球)	159
	8月1日から10月31日まで(結球)	108
	8月1日から10月31日まで(非結球)	211
冬レタス	11月1日から11月30日まで(結球)	109
	11月1日から11月30日まで(非結球)	189
	12月1日から12月31日まで(結球)	141
	12月1日から12月31日まで(非結球)	203
	1月1日から2月28日又は2月29日まで(結球)	152
	1月1日から2月28日又は2月29日まで(非結球)	230
	3月1日から3月31日まで(結球)	116
	3月1日から3月31日まで(非結球)	175

(注) 冬レタスの産地調整(出荷抑制)を実施した場合において、交付等要綱別記2の指定野菜価格安定対策事業実施要領第4の規定に基づく冬レタスの対象出荷期間のうち10月16日から10月31日までの間の交付金の単価は、夏秋レタスの欄の8月1日から10月31日までの区分の単価を適用する。

別表第6 (産地調整(出荷促進)に係る交付金単価)

(単位:円/kg)

重要野菜等区分		交付金単価
春キャベツ	4月1日から5月15日まで	26
	5月16日から6月30日まで	23
夏秋キャベツ	7月1日から11月15日まで	25
冬キャベツ	11月1日から12月31日まで	22
	1月1日から3月31日まで	26
秋冬だいこん	10月1日から12月31日まで	21
	1月1日から3月31日まで	23
たまねぎ	4月1日から4月30日まで(即売もの)	31
	5月1日から6月30日まで(即売もの)	27
	7月1日から10月31日まで	32
	8月1日から12月31日まで(即売もの)	25
	1月1日から4月30日まで(即売もの)	27
	11月1日から12月31日まで(貯蔵もの)	43
	1月1日から3月31日まで(貯蔵もの)	47
秋冬はくさい	10月1日から10月31日まで	20
	11月1日から12月31日まで	16
	1月1日から3月31日まで	19
春だいこん	3月16日から6月30日まで	25
夏だいこん	7月1日から9月30日まで	27
春夏にんじん	3月16日から5月31日まで	41
	6月1日から7月31日まで	38
秋にんじん	8月1日から10月31日まで	35
冬にんじん	11月1日から12月31日まで	33
	11月1日から12月31日まで(金時)	71
	1月1日から3月31日まで	34
	1月1日から3月31日まで(金時)	53
春はくさい	3月16日から6月30日まで	21
夏はくさい	7月1日から8月10日まで	20
	8月11日から10月15日まで	27
春レタス	4月1日から5月31日まで(結球)	44
	4月1日から5月31日まで(非結球)	72
夏秋レタス	6月1日から7月31日まで(結球)	36
	6月1日から7月31日まで(非結球)	68
	8月1日から10月31日まで(結球)	46
	8月1日から10月31日まで(非結球)	90
冬レタス	11月1日から11月30日まで(結球)	47
	11月1日から11月30日まで(非結球)	81
	12月1日から12月31日まで(結球)	60
	12月1日から12月31日まで(非結球)	87
	1月1日から2月28日又は2月29日まで(結球)	65
	1月1日から2月28日又は2月29日まで(非結球)	99
	3月1日から3月31日まで(結球)	50
	3月1日から3月31日まで(非結球)	75

(注) 冬レタスの産地調整(出荷促進)を実施した場合において、交付等要綱別記2の指定野菜価格安定対策事業実施要領第4の規定に基づく冬レタスの対象出荷期間のうち10月16日から10月31日までの間の交付金の単価は、夏秋レタスの欄の8月1日から10月31日までの区分の単価を適用する。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〔独立行政法人農畜産業振興機構〕
理事長 氏 名

年度野菜需給均衡総合推進対策事業の実施計画の（変更）協議について

野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）別記1の野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領第3の1に基づき、関係書類を添えて（変更）協議する。

- (注) 1 関係書類として、別添野菜需給均衡総合推進対策事業実施計画書を添付すること。
2 変更の場合には、野菜需給均衡総合推進対策事業実施計画書様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、事業実施計画の承認通知があった事業の内容と変更後の事業の内容とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別添

年度野菜需給均衡総合推進対策事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

(1) 緊急需給調整事業

ア 生産出荷団体緊急需給調整事業
資金造成計画（又は実績）

イ 緊急需給調整推進事業
資金造成計画（又は実績）